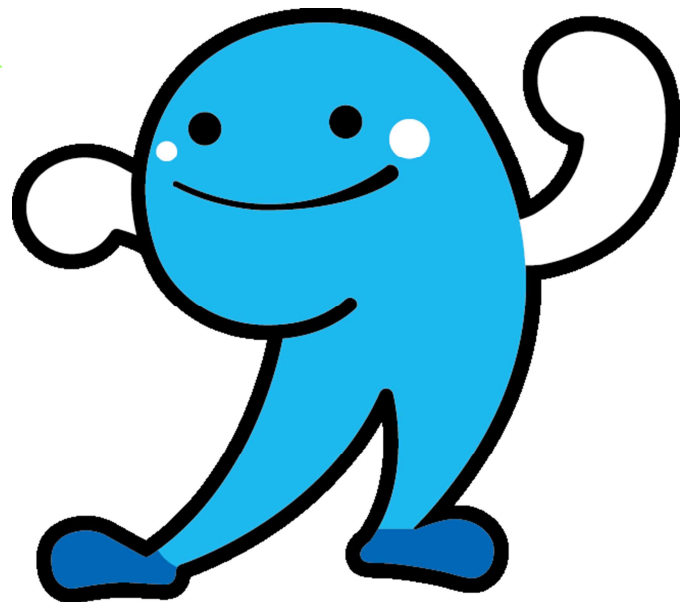


お墓のトラブルに 巻き込まれないために ～お墓をつくるには許可が必要です～

自分の土地やったら、
お墓をつくってかまんが？

個人墓地の条件は？

霊園墓地を買う場合は、
心配ないが？



お墓をつくる（買う）前に
必ず読んでください

2025年4月

高知県健康政策部薬務衛生課

Q1

自分の土地やったら、お墓をつくってかまんが？

A1

- 原則、個人で墓地をつくることは認められません。墓地をつくることのできるのは、市町村や公益財団法人、宗教法人等とされています。
- ・ これは、個人が墓地を永続的に管理することが難しいためです。管理されなくなってしまった墓地は改葬が難しく、その後の土地利用に支障を生じる恐れがあるので、無秩序に墓地が増加してしまうことを防ぐようにしています。
- ・ 例外的に個人がお墓をつくることができる場合もありますが、さまざまな条件がありますので、くれぐれも勝手にお墓をつくらないようにしてください。
- ・ お墓をつくるには、ご遺体の火葬等の許可とは別に、「墓地の経営許可」が必要です。（墓地、埋葬等に関する法律第10条）
- ・ なお、無許可の墓地につくったお墓は、遺骨を納めることが禁止されており、お墓を移転するように警告されたり、つくった人には6ヵ月以下の懲役または2万円以下の罰金が課せられることがあります。
- ・ 担当の行政機関は、お住まいの市町村によって異なりますので、墓地予定地の行政担当課（3ページ）をご確認のうえ、お墓をつくる前に必ず相談するようにしてください。

「改葬」について

古いお墓から新しいお墓に遺骨を移すことを「改葬」といいます。この「改葬」をするときにも許可が必要で、遺骨を移す前に許可を受けなければいけません。

「改葬」の許可をするのは、古いお墓のある市町村長です。

遺骨を移す先の新しいお墓が許可を受けている場所でないと、この「改葬」の許可を受けることはできません。

「改葬」についても、事前に各市町村の担当課までご相談ください。

Q2

個人墓地の条件は？

A2

- 高知県内では、個人がつくるお墓について、一般的に次のような条件があります。

- ◇ 自己所有地であること
- ◇ 必要最小限度の広さであること
- ◇ 人家、学校、病院等から十分に離れていること
- ◇ 隣接地の所有者の同意が得られていること など



条件については、各地方自治体（県や市町村）で異なる場合があります。

また、これ以外の条件や他法令（農地法など）の制約もありますので、墓地行政担当課（3ページ）に必ず事前相談を行い、ご確認ください。

Q3

霊園墓地を買う場合は、心配ないが？

A3

- 霊園(墓地)について許可を受けていることを必ず確認してください。

- ・ 許可を受けている公益財団法人、宗教法人等が管理する霊園には、そのことがわかるように看板を立てるよう指導しています。
- ・ お墓を購入する際には次のことに気をつけてください。
 - ① 許可を受けているか確認する
 - ② 現地を確認する
 - ③ 契約は口約束ではなく、書面で結ぶ
※霊園の墓地契約は使用契約であり、土地の売買契約ではありません。
 - ④ 契約書は、よく読んでから契約し、捨てたり、紛失しないよう大事に保管する

許可を受けている霊園は、各行政担当課（3ページ）で把握しておりますので、お気軽にご相談・ご確認ください。

- 個人や不動産業者・石材店等が、墓地を造成して宅地のように分譲等することはできません。

墓地の許可を担当する行政機関も、このような土地には原則許可を

していません。現にお墓が建っており売られている場所でも許可があるとは限りません。

近年、このような土地を買ったばかりに、許可を受けることができず、お墓をつくれないというトラブルが増えています。

高知県における墓地行政担当課 〈問合せ先〉

2024年4月1日現在

管 轄 区 域	担 当 課	所 在 地	電 話 番 号
高知市	高知市 環境保全課 (墓地管理係)	高知市本町 5-1-45	088-823-9471
室戸市	室戸市 市民課	室戸市浮津 25-1	0887-22-5126
安芸市	安芸市 環境課	安芸市土居 82-1	0887-35-1023
香美市	香美市 環境課	香美市土佐山田町宝町 1-2-1	0887-53-1063
香南市	香南市 環境対策課	香南市野市町西野 2706	0887-57-8508
南国市	南国市 環境課	南国市大埴甲 2301	088-880-6557
土佐市	土佐市 都市環境課	土佐市高岡町甲 2017-1	088-852-7647
須崎市	須崎市 環境未来課	須崎市山手町 1-7	0889-42-5891
四万十市	四万十市 市民・人権課	四万十市中村大橋通 4-10	0880-34-1113
宿毛市	宿毛市 環境課	宿毛市希望ヶ丘 1	0880-62-1252
土佐清水市	土佐清水市 まちづくり対策課	土佐清水市天神町 11-2	0880-82-1157 (内線 230)
東洋町・奈半利町・田野町・安田町(注)・北川村・馬路村・芸西村	安芸福祉保健所 衛生環境課	安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎	0887-34-3173
大豊町・本山町・土佐町・大川村	中央東福祉保健所 衛生環境課	香美市土佐山田町山田 1128-1	0887-52-0004
いの町・日高村・佐川町・越知町・仁淀川町	中央西福祉保健所 衛生環境課	高岡郡佐川町甲 1243-4	0889-22-1286
津野町(注)・中土佐町・梶原町・四万十町	須崎福祉保健所 衛生環境課	須崎市東古市町 6-26 須崎第二総合庁舎	0889-42-2004
黒潮町・三原村・大月町	幡多福祉保健所 衛生環境課	四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎	0880-34-0085
	高知県健康政策部 薬務衛生課	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9671

(注): 安田町及び津野町については、個人墓地に限り各町役場が許可事務を担当する。

管 轄	担 当 課	所 在 地	電 話 番 号
安田町(個人墓地に限る)	安田町 町民生活課	安芸郡安田町安田 1850	0887-38-6712
津野町(個人墓地に限る)	津野町 産業課	高岡郡津野町永野 471-1	0889-55-2021

※組織改正等により担当課や電話番号が変わっている場合があります。
最新の問合せ先については、高知県薬務衛生課ホームページをご覧ください。
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2016051200182/>)

